

義務教育学校開校による 市内避難所について

公正会・
市民の声連合

沢田 広志

問 令和8年義務教育学校開校へ準備がされ、災害時指定緊急避難場所と指定避難所とされている学校があります。そこで学校が閉校した時の避難所について伺います。

答 当市は地震、水害など災害の危険が切迫した緊急時において、住民の安全を確保するため、迅速に開設することが可能な管理体制等有する施設として、学校のグラウンドなどを指定緊急避難場所、また、災害時に被災者を受け入れ、滞在できる施設に、隣接した学校・体育館・地域交流センターなど公共施設を指定避難所として指定してあります。学校施設は、空知太・北光・中央・砂川・豊沼の各小学校、砂川中学校・閉校した旧石山中学校の7か所を指定緊急避難場所、指定避難所に指定してあります。

今年3月末をもって石山中学校を閉校しましたが、施設利用の可能性などを考慮した結果、現段階では引き続き避難場所・避難所として指定してあります。



指定避難所「旧石山中学校」

今後は冷暖房・洗面・トイレなど設備が整った砂川ハイウェイオアシスへ指定避難所を変更することもあることから旧石山中学校を避難所とする石山団地町内会他の4町内会へ説明会を2回行い、各町内会単位で説明会を行うことを考えています。

また、小学校5校の統合に伴う閉校後の避難所は、閉校後の利用を関係部署中心に協議し、一定の方向性を見い出して、その結果を踏まえて、引き続き指定を続けることは可能かどうか検討していきます。

砂川市の就学援助 制度について

日本共産党

高田 浩子

問 就学援助制度は、経済的理由により就学に関する費用として学校に必要な費用の一部を援助する制度です。ただこの制度は、各自治体によって支援内容が異なるようですが、本市の就学援助制度の内容と認定状況について伺います。

答 支援内容は学用品費・通学用品費・校外活動費・体育実技用具費・修学旅行費・医療費・給食費・通学費・新入学用品費となっております。認定数については現在117人です。

問 新入学者の周知と申請手続きについて伺います。

答 広報・ホームページ・体験入学等での周知をしています。

新入学用品の入学前支給希望の小学1年生については、1月末日までに提出し、2月末日に支給しています。中学生も同様に2月末日に支給しています。

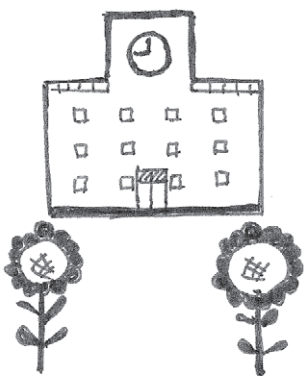
問 新入学用品の支給時期を早める考えについて伺います。

答 現在2月末の支給となっております。

ますが、2月前に支給の自治体もあることから、慎重に検討していきます。

問 近隣市町村でも支援内容として、生徒会・PTA会・クラブ活動・ジャージ・アルバム・オンライン学習・拡大教材・校外活動等を対象にしていることから充実の考えについて伺います。

答 市教委として見極め、必要だと判断されれば、前向きに検討させていただきます。と思っています。



ほかに、「市職員・市立病院職員の育児休業等の取得状況等について」質問しました。

不登校の児童生徒について

公正会・
市民の声連合

小黒 弘

問 文科省は病気や経済的理由を除き、年間30日以上学校を欠席した児童生徒を不登校と呼びますが、市内、小中学校で何人いるのか。

また、令和2年3月議会で「適応指導教室の設置は令和3年以降の早い時期に検討する」と答えたが、まだ設置されていない。その後の対応について伺います。

答 令和4年度1年間で不登校に該当する児童生徒はおおむね20人程度でした。

また、令和8年度開校予定の義務教育学校には、校内型適応指導教室を設置することとしています。

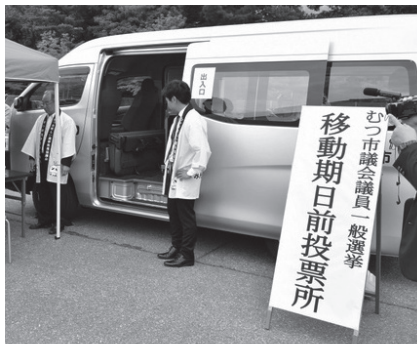
現在、不登校の状況にあり、スクールソーシャルワーカー等の相談により、支援を行っている児童生徒や保護者がいますが、適応指導教室設置後には、基本的に適応指導教室に相談専門員の配置を考慮しており、開校前の取組みを丁寧継続しながら適応指導教室利用に滑らかな接続を図りつつ、通常の学校生活への復帰支援に努めた

いと考えています。

市議会議員選挙について

問 今年実施された市議会議員選挙の投票率は過去最低だったが、もつと投票所に行きやすくするため「移動期日前投票所」を設置する考えを伺います。

答 現在ある投票所の統廃合を見据え、地域住民の方々とも十分に討議を重ねた上で、トータルで判断をすることになると考えています。



むつ市期日前移動投票所

火災跡地のがれきの処理について

公正会・
市民の声連合

武田 真

問 昨年12月、駅前商店街の一角で発生した火災の跡地には、がれきが残されたままの状況です。このままでは環境の悪化等の問題が懸念されますが、市の今後の対応について伺います。

答 今年に入り、関係者が市の窓口に相談に來られました。その後、進展はありませんでした。今後は、関係者が市に相談等を寄せた際には、対応していきます。

問 この跡地については、市有地も隣接しています。現状、関係者が解決に向けて相談しているとのことでしたが、このままの状態が続けば民法に規定する管理不全土地に該当する可能性もあります。

市は隣地所有者として、利害関係者にあたることから、法律の専門家も交え、当事者として対応すべきであると考えます。市の対応について改めて伺います。

答 今後、法律の専門家も交え、早期解決に向けて検討していきます。

介護を支える人材の確保等について

介護を支える人材の確保等について

問 介護人材不足が全道的に深刻な状況ですが、本市において安心できる介護サービスを提供するためには人材の確保が重要な課題です。そこで、民間の介護保険サービス事業者の人材の資格取得等への支援の考えについて伺います。

答 人材の定着や質の高い介護サービスの実現につなげていくためにも、民間事業者の人材が資格を取得する支援については、早期に実現できるよう検討していきます。

